

下水道処理区域の人は
お早めに切り替えを

市は、清潔で住みよい街にするため、下水道を整備しています。お住まいの地域で下水道が利用できるようになりましたら、お早めに切り替えていただくをお願いします。

工事費用の見積もりや施工は、市下水道排水設備指定工事店にご依頼ください。指定工事店の一覧は、市HPでご覧いただけます。

なお、排水設備の改造で、金融機関などからの融資をお考えの方は、利子補給制度がありますのでご利用ください。



問合せ 下水道課 (☎47-8714)

審議会を傍聴してみませんか		
障がい者の暮らしを支える協議会 担当：障がい福祉課 (☎47-7298)		
7/26(金)	13:30~15:00	市役所本庁舎3階 合同委員会室
・第三次障害者計画の事業実績および事業計画について ほか		
地域包括支援センター運営協議会 担当：高齢介護課 (☎82-1166)		
7/29(月)	13:30~15:00	市役所本庁舎3階 合同委員会室
・平成30年度地域包括支援センター事業実績報告について ほか		
若森会館運営協議会 担当：社会教育スポーツ課 (☎47-8039)		
7/29(月)	16:00~17:00	若森会館
・人権・同和問題をみんなで考える学習会について ほか		
図書館協議会 担当：大垣市立図書館 (☎78-2622)		
8/2(金)	13:30~15:00	大垣市立図書館3階 会議室
・教育振興基本計画(読書活動推進分野)について ほか		
環境審議会 担当：環境衛生課 (☎47-8563)		
8/2(金)	14:00~15:30	市役所本庁舎3階 合同委員会室
・環境基本計画の実績報告について ほか		

移住・定住促進

大垣で暮らそう

～大垣暮らしのオトクな制度～

少子高齢化により生産年齢人口が減少するなか、市は、定住人口の増加を図るため、大垣暮らしをする際の補助などの事業を進めています。

市外に住むご家族などに、ぜひご紹介ください。

詳しくは、市HPをご覧くださいか、①は高齢介護課 (☎47-7424)、②～④は住宅課 (☎47-8184) へ。

大垣への引っ越しがオトク

① 三世代で暮らそう！(転居費用を補助)

≪ 三世代同居促進事業 ≫

高齢者の孤立化の防止や定住促進を図るため、三世代で同居を始めるときの引っ越し費用の一部を補助します。

▶対象者…次の条件をすべて満たす人

- ① 高齢者(65歳以上)のみの世帯に、二世代以上の子と孫(64歳以下)が市外から転入し、三世代以上で同居する人 ※申請者は子または孫のいずれか1人
- ② 三世代同居をする住宅を生活の本拠地とすること

▶補助金額…引っ越し費用の5分の4(上限8万円)

▶申請期限…転入日(住民票異動日)から6か月以内



② 親元近くで暮らそう！(転居費用を補助)

≪ 子育て世代近居支援事業 ≫

市内出身者のUターンの促進や、子育て世帯定住者の増加を図るため、市外の子育て世帯が、親世帯の住む市内に転入するときの引っ越し費用の一部を補助します。

▶対象者…次の条件をすべて満たす人

- ① 市外から転入した、中学生以下(妊娠中を含む)の子がいる人
- ② 親世帯(年齢不問)が市内に1年以上継続して居住している人

▶補助金額…引っ越し費用の5分の3(上限6万円)

▶申請期限…転入日(住民票異動日)から6か月以内



※①と②の転居費用補助の重複申請はできません

住宅取得の際のオトクな制度

③ 新居をかまえて子育てを！(住宅取得を支援)

≪ 子育て世代等住宅取得支援事業 ≫

子育て世代の定住を促進するため、市内に新築住宅を取得した人に、金融機関などで借り入れた住宅取得費用の利子の一部を助成します。

▶対象者…次の条件をすべて満たす人

- ① 市内で居住用住宅を新築、または新築の住宅・分譲マンションを購入して、その住宅に転入・転居した人。 ※申請者は住宅1戸につき1人。店舗等併用住宅の場合、10分の9以上が住居であること
- ② 申請期限日までに、中学生以下(妊娠中を含む)の子がいる人、または夫婦どちらか一方が40歳未満の世帯の人
- ③ 市税等を完納しており、①の住宅の取得資金として金融機関などから融資を受けている人

▶補助期間…3年間

▶補助金額…各年度の利子支払額(上限10万円)を年1回補助(最大30万円)

▶申請期限…対象住宅を取得した日から1年以内



④ リフォームした中古住宅で子育てを！

≪ 子育て世代等中古住宅取得リフォーム支援事業 ≫

子育て世代の定住促進と空き家の有効活用を図るため、市内に中古住宅を取得し、リフォームを行う際の費用の一部を助成します。

事前申請
必要

▶対象者…次の条件をすべて満たす人

- ① 市内に自ら居住するための中古住宅、または中古の分譲マンションを新たに取得し、その住宅に転入・転居した人 ※申請者は住宅1戸につき1人。店舗等併用住宅の場合、10分の9以上が住居であること
- ② 申請期限日までに、中学生以下(妊娠中を含む)の子がいる人、または夫婦どちらか一方が40歳未満の世帯の人
- ③ リフォーム工事を市内業者(本店・支店)に依頼して行う人
- ④ 市税等を完納している人
- ⑤ 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の場合は、耐震診断を受けている人、またはリフォーム工と同時に耐震改修工事を行う人 ※いずれも上部構造評点が0.7以上必要。無料耐震診断と耐震改修工事助成については、建築課 (☎47-8436) へ

▶補助金額…リフォーム費用の3分の1(上限30万円)を1回補助

▶申請(実施計画書提出)期限…対象住宅を取得した日から1年以内およびリフォーム工事着工前

